

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成30年7月17日（火）

（案件名）

- ・ 平成30年度地方債同意等予定額の通知等について（決裁案件）
（根拠法令は別紙）

自治財政局 地方債課
乾管理官（内 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

○地方財政法施行令（昭和23年法律第267号）

（地方債の協議の相手方等）

第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債の許可手続）

第21条

法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

平成 30 年度地方債同意等予定額（第 1 次分）について

平成 30 年 7 月

自治財政局

1. 同意等予定額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債協議等予定額に基づき、同意等予定額を通知。

	同意等予定額		
	通常収支分	東日本大震災分	合計
都道府県 指定都市	50,466 億円	69 億円	50,535 億円
市町村 特別区	43,644 億円	32 億円	43,676 億円
総額	94,111 億円	100 億円	94,211 億円

※ 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

- 今回通知する同意等予定額は 9 兆 4,211 億円であり、既届出額 8,155 億円を加えると、10 兆 2,366 億円となり、地方債計画額 11 兆 6,509 億円の 87.9%（対前年度比 +1.1%）である。
- 今回、同意等予定額を通知する主な事業債
臨時財政対策債（3 兆 9,865 億円）、下水道事業（1 兆 181 億円）、公共事業等（9,773 億円）、旧合併特例（5,064 億円）

2. 同意等予定額の通知日

7 月 24 日（火）（普通交付税の決定日と同日）

3. その他

第 2 次分に係る同意等予定額については、平成 31 年 2 月に通知予定。

○ 今後のスケジュール（予定）

地方財政審議会	7月17日（火）
財務省正式協議	7月17日（火）
財務省協議回答	7月20日（金）
同意等予定額通知記者発表	7月24日（火）
同意等予定額協議期限	9月3日（月）目途
同意等予定日	9月28日（金）目途

○ 地方債同意等予定額について(平成30年度第1次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	50,734	8,023	33,572	41,594	9,140	82.0%
公共事業等	16,476	2,977	9,773	12,749	3,727	77.4%
公営住宅建設事業	1,130	324	893	1,217	▲87	107.7%
災害復旧事業	873		620	620	253	71.0%
教育・福祉施設等整備事業	3,391	703	3,381	4,084	▲693	120.4%
学校教育施設等	1,245	357	1,428	1,785	▲540	143.4%
社会福祉施設	383	81	289	370	13	96.5%
一般廃棄物処理	656	149	1,189	1,338	▲682	204.0%
一般補助施設等	567	63	287	350	217	61.8%
施設(一般財源化分)	540	53	188	241	299	44.6%
一般単独事業	22,634	3,963	14,044	18,008	4,626	79.6%
一般	2,332	2,124	2,870	4,994	▲2,662	214.2%
地域活性化	690	42	620	662	28	95.9%
防災対策	871	164	681	846	25	97.1%
地方道路等	3,221	1,300	1,692	2,991	230	92.9%
旧合併特例	6,200	70	5,064	5,135	1,065	82.8%
緊急防災・減災	5,000	246	2,002	2,248	2,752	45.0%
公共施設等適正管理	4,320	17	1,115	1,132	3,188	26.2%
辺地及び過疎対策事業	5,085		4,656	4,656	429	91.6%
辺地対策	485		451	451	34	93.0%
過疎対策	4,600		4,205	4,205	395	91.4%
公共用地先行取得等事業	345	55	205	260	85	75.5%
行政改革推進	700				700	—
調整	100				100	—
公営企業債	25,057	132	20,674	20,806	4,251	83.0%
水道事業	5,389	2	4,611	4,613	776	85.6%
工業用水道事業	216		223	223	▲7	103.2%
交通事業	1,327		1,052	1,052	275	79.3%
電気事業・ガス事業	225		199	199	26	88.3%
港湾整備事業	508	10	437	447	61	88.0%
病院事業・介護サービス事業	3,822	57	3,171	3,228	594	84.5%
市場事業・と畜場事業	358	6	137	143	215	39.8%
地域開発事業	745	20	540	560	185	75.2%
下水道事業	12,298	30	10,181	10,211	2,087	83.0%
観光その他事業	169	7	123	130	39	76.9%
臨時財政対策債	39,865		39,865	39,865	▲0	100.0%
退職手当債	800				800	—
合計	116,456	8,155	94,111	102,265	14,191	87.8%
減収補填債(5条分)						—
減収補填債(特例分)						—
総計	116,456	8,155	94,111	102,265	14,191	87.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	41		89	89	▲48	218.2%
公営住宅建設事業	30		30	30	▲0	100.8%
災害復旧事業	9		8	8	1	89.4%
一般補助施設等※※	—		50	50	—	—
一般単独事業	2		1	1	1	71.0%
公営企業債	12		11	11	1	91.7%
下水道事業	12		11	11	1	91.7%
総計	53		100	100	▲47	189.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	116,456	8,155	94,111	102,265	14,191	87.8%
2 東日本大震災分	53		100	100	▲47	189.6%
合計	116,509	8,155	94,211	102,366	14,143	87.9%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

地方債計画に対する同意等予定額通知状況

1. 通常収支分

(単位：億円)

	計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成30年度地方債計画額	116,456	28,066	17,782	38,200	32,408
② 同意等予定額	94,111	26,437	16,528	17,903	33,242
都 道 府 県 指 定 都 市	50,466	7,161	4,940	17,900	20,466
	市 町 村 区 特 別	43,644	19,276	11,589	3
内 既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市	—	—	—	—
内 今 回 通 知 額	94,111	26,437	16,528	17,903	33,242
	都 道 府 県 指 定 都 市	50,466	7,161	4,940	17,900
内 市 町 村 区 特 別	43,644	19,276	11,589	3	12,776
	③ 既届出額	8,155	—	—	6,191
都 道 府 県 指 定 都 市	8,137	—	—	6,191	1,946
	市 町 村 区 特 別	18	—	—	—
④ 小計(②+③)	102,265	26,437	16,528	24,094	35,206
都 道 府 県 指 定 都 市	58,603	7,161	4,940	24,091	22,412
	市 町 村 区 特 別	43,662	19,276	11,589	3
⑤ 計画残額(①-④)	14,191	1,629	1,254	14,106	▲2,798

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2. 東日本大震災分
復旧・復興事業

(単位：億円)

	計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受	
① 平成30年度地方債計画額	53	36	17	—	—	
② 同意等予定額	100	63	36	—	1	
内	都 道 府 県 指 定 都 市 市 特 別 区	69	37	30	—	1
	市 特 別 区	32	26	6	—	—
訳	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市 市 特 別 区	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
	今 回 通 知 額	100	63	36	—	1
	都 道 府 県 指 定 都 市 市 特 別 区	69	37	30	—	1
		32	26	6	—	—
③ 計画残額 (①－②)	▲47	▲27	▲19	—	▲1	

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

3. 合計

(単位：億円)

	計					
	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受		
① 平成30年度地方債計画額	116,509	28,102	17,799	38,200	32,408	
② 同意等予定額	94,211	26,500	16,564	17,903	33,243	
都指 道定 府都 県市	50,535	7,198	4,970	17,900	20,467	
市特 町別 村区	43,676	19,302	11,595	3	12,776	
内 訳	既 通 知 額	—	—	—	—	
	都指 道定 府都 県市	—	—	—	—	
	市特 町別 村区	—	—	—	—	
	今 回 通 知 額	94,211	26,500	16,564	17,903	33,243
	都指 道定 府都 県市	50,535	7,198	4,970	17,900	20,467
	市特 町別 村区	43,676	19,302	11,595	3	12,776
③ 既届出額	8,155	—		6,191	1,964	
都指 道定 府都 県市	8,137	—		6,191	1,946	
市特 町別 村区	18			—	18	
④ 小計 (②+③)	102,366	26,500	16,564	24,094	35,207	
都指 道定 府都 県市	58,672	7,198	4,970	24,091	22,413	
市特 町別 村区	43,694	19,302	11,595	3	12,794	
⑤ 計画残額 (①-④)	14,143	1,602	1,235	14,106	▲2,799	

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

標準税率未満団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

○ 名古屋市（総務大臣許可）

(1) 減税の概要

平成30年度に個人市民税・法人市民税の5%減税を実施

(2) 世代間の負担の公平への影響

。 同意等基準に基づき精査した結果、平成30年度の減収見込額を上回る行政改革の取組等を予定していることを確認

(3) 地方税収の確保状況

平成28年度の地方税の徴収率が類似団体を上回っていることを確認

⇒ 同意等基準に照らし適当と認められることから、建設地方債の発行に対する許可予定額通知を发出

標準税率未満団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 略

2・3 略

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5～7 略

○平成30年度地方債同意等基準（平成30年総務省告示第149号）（抄）

第三 許可団体に係る許可基準

六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

標準税率未満団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

○平成30年度地方債同意等基準運用要綱（抄）

1 「行政改革の取組等」については、標準税率未満団体における行政改革の取組等によって確実に生み出される歳入確保及び歳出削減に係る効果額を算定の対象とすること。

この際、行政改革の取組等によって歳出の増減両方の効果がある場合には歳出の純減分を算定すること。

2 1の効果額は、原則として、標準税率未満団体が減税のために新規に実施する取組によるものであること。ただし、過去の行政改革の取組等の効果が減税を実施する年度まで及んでいることが客観的に確認できるものに限る、5年を限度として、算定の対象とすることができる。

3 過年度において、減税のための財源とすることを明示して特定目的基金等を受け、当該基金に行政改革の取組等により捻出された財源を積み立てており、減税を実施する年度においてこれを取り崩す場合には、1の効果額として算定の対象とすることができること。